

避難を円滑に行うための対応策

➤ PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、関係府県・関係市町及び府県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

大飯地域における交通対策

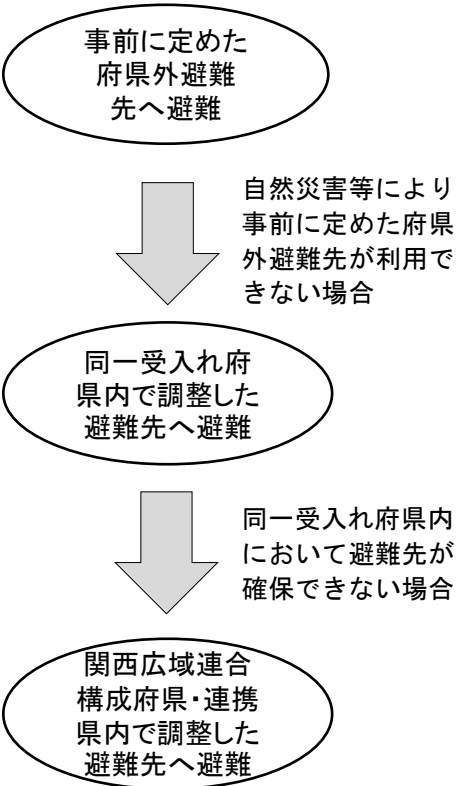
- 1. 道路渋滞把握対策**
ヘリテレ伝送システムを活用し、道路渋滞の把握を実施。
- 2. 交通誘導対策**
主要交差点等における府県・市町職員や府県警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施。
- 3. 交通広報対策**
 - 道路管理者が管理する「道路情報板」及び府県警察が管理する「交通情報板」を活用した広報
 - 日本道路交通情報センター(JARTIC)が行うラジオ放送、交通情報提供システム(AMIS)を利用したカーナビへの情報提供による広報
 - 県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報等
- 4. 交通規制対策**
 - 混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保。
 - 信号機の滅灯等の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官による交通規制等により対応。
 - 一元的な交通規制が必要になった場合は、オフサイトセンターにおいて、国、自治体、実動組織等の関係者による協議の場を設け、道路管理者等からの道路等の被災状況等の情報も踏まえつつ、対処。
- 5. その他の避難の円滑化対策**
 - その他、避難経路上の改善(法面強化・道路拡幅)を行う等の緊急時避難円滑化事業等を活用し、原子力災害時における住民等の避難をより円滑に実施。



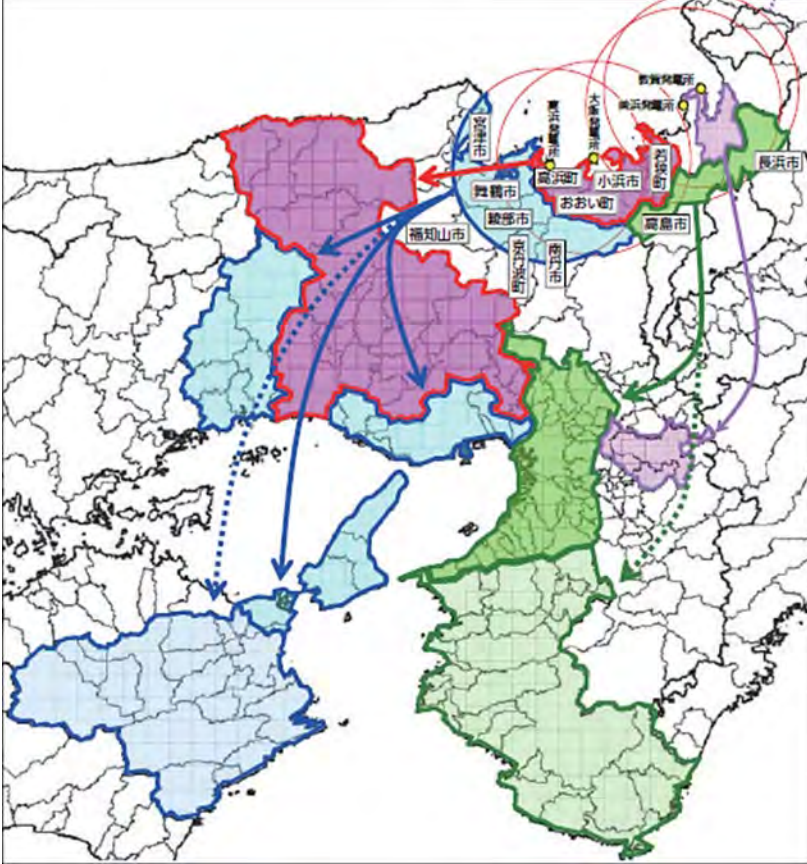
自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の多重確保

- 自然災害等により、避難先施設が利用できなくなった場合に備え、福井県、京都府及び滋賀県では府県内に加え、府県外においても避難先をあらかじめ確保済み。
- さらに、府県外避難先が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受け入れができない場合には、同一受け入れ府県内において、必要な受け入れの割当てを見直し、避難先の確保を行う。
- また、避難先府県において、受け入れの一部又は全部ができない場合には、関西広域連合に対し、その受け入れができない部分についての受け入れの調整を要請する。
- 関西広域連合は、受け入れの要請を受けた場合には、構成府県・連携県に受入可能人数・施設等を照会し、避難元府県その他の構成府県・連携県と調整の上、避難先の確保を行う。

【府県外避難先の多重確保】



【避難元・府県外避難先の全体像及び構成府県・連携県】



関西広域連合の構成府県・連携県	
構成府県	連携県
滋賀県※ 京都府※ 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県	福井県※ 三重県 鳥取県

※滋賀県、京都府、福井県は他府県の避難先としては想定しない

半島地域が孤立した場合の対応(大島半島、内外海半島)

- PAZに該当する大島半島(おおい町)、内外海半島(小浜市)については、自然災害により住民が孤立した場合、避難体制が整うまでは放射線防護対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、その後、船舶やヘリコプターにより海路及び空路による避難を実施。なお、関西電力(株)においても、船舶やヘリコプターを確保し、海路及び空路による避難を支援する。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定。
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要な支援を実施。実動組織への要請後、発電所や気象の状況等を踏まえ、必要に応じ警戒事態の段階においても、原子力施設近傍のヘリポート適地等へのヘリコプターの推進を調整するなど柔軟に対応。

6. UPZにおける対応

<対応のポイント>

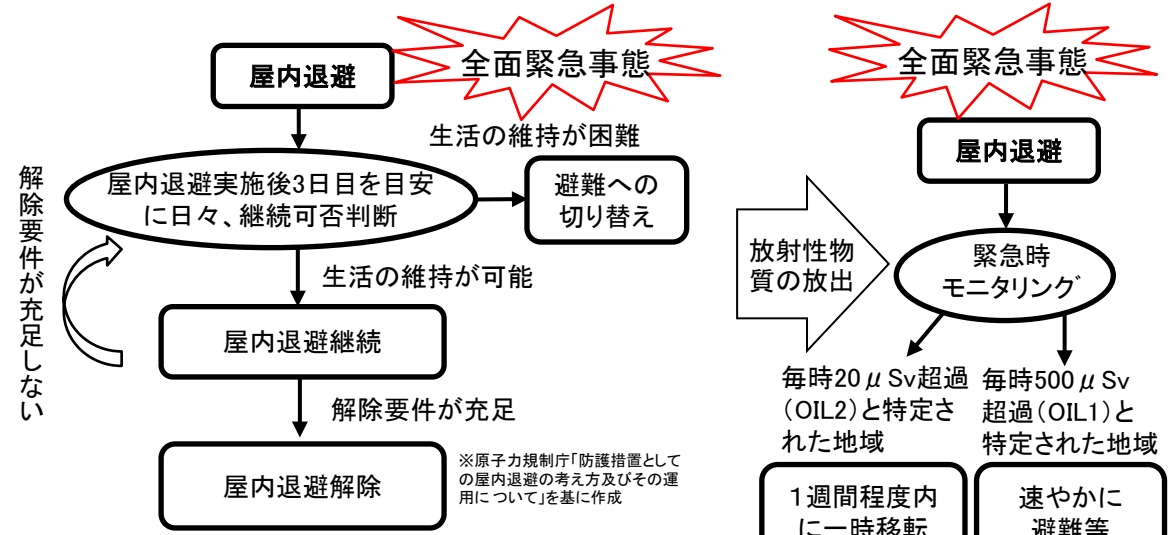
1. 全面緊急事態となった場合、住民（避難行動要支援者を含む。）は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定し、当該地域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象地域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

UPZにおける防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、UPZ内住民は屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定する。毎時500 μ Sv超過の地域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）を行う（OIL1）。また、毎時20 μ Sv超過した時からおおむね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20 μ Sv超過している地域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う（OIL2）。
- これらの防護措置（一時移転等）を的確に実施できる体制を整備する。



UPZの防護措置を実施するフロー（屋内退避実施後）
 屋内退避継続の可否等の判断フロー OILに基づく防護措置の判断フロー



※ 屋内退避中は原則として屋内に留まることになるが、屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出はできる。
 ※ 屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置であるため、原子炉施設から新たなプルームが到来する可能性がないこと、かつ、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、解除することとなる。
 ※ 屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする。屋内退避中の生活の維持が困難な場合等には、国が地方公共団体と緊密な連携を行いながら、避難への切り替えを判断し、指示する。
 ※ 一時移転等に伴い屋外に出る際には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

屋内退避中の一時的な外出等

【住民が自らの生活を維持するための外出】

- 住民等は、屋内退避の指示が出ている間も、生活の維持に最低限必要な一時的な外出をすることは可能。
- 放射性物質の放出の可能性が高まり、国が外出を控える旨の注意喚起を行った際には、速やかに屋内退避できるようにすることが重要。
- 外出時に防護装備等の特別な対策※1は不要。万一の急な放射性物質の放出による体表面汚染を予防したい場合は、マスクの着用やできる限り肌を露出しない服装にすることが考えられる。

住民が自らの生活を維持するための外出の例



①物資の調達

- 避難所で支給される物資の受取り
- 小売店での物資の購入



②緊急の医療を受ける

- 透析治療や重篤な病気のための医療機関の外来受診
- 処方された医薬品の受取り



③家屋の維持

- 家屋の屋根等の雪下ろし
- 家屋周辺の除雪作業
- 台風襲来時の家屋補強



④動物の世話

- 外飼いのペットや家畜等の給餌

【屋内退避中の生活を支える民間事業者等の活動】

- 緊急事態応急対策に従事する者※2は、必要に応じ、屋外での活動が可能。当該従事者の所属組織は、防護装備の携行・装着、被ばく線量管理及び健康管理を実施。
- 医療活動や社会福祉施設等入所者に対する介護、在宅の避難行動要支援者に対する支援等は継続（P67、68、70、72、74、75）。
- 屋内退避指示中も屋内での活動は制限されず、また、屋内退避中の住民の生活を支える上で有益な活動実施のために必要な一時的な外出（従業員の出退勤、必要な商品の搬入等）は可能。
- 屋内退避が長期化した場合等必要と認める場合は、状況に応じ、食料品、医薬品等の生活物資の小売業者に営業を呼びかけ。

※1 直読式個人線量計、防護マスク、防護衣等

※2 物資輸送や道路啓開、ライフラインの復旧等に従事する国、地方公共団体、ライフライン事業者、輸送事業者等の職員等

一時移転等に備えた関係者の対応(福井県)

- 福井県及び関係市町は、警戒事態で原子力災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で原子力災害対策本部等に移行。
- 福井県は、住民の一時移転等に備え、福井県内のバス会社に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 関係市町は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



一時移転等に備えた関係者の対応(滋賀県)

- 滋賀県及び高島市は警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会との災害等の緊急時における人員輸送に関する協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 高島市は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。

たかしまし
高島市災害対策本部

オフサイトセンター
(福井県大飯原子力防災センター)

滋賀県災害対策本部

福井県原子力災害対策本部

オフサイトセンター
(福井県大飯原子力防災センター)

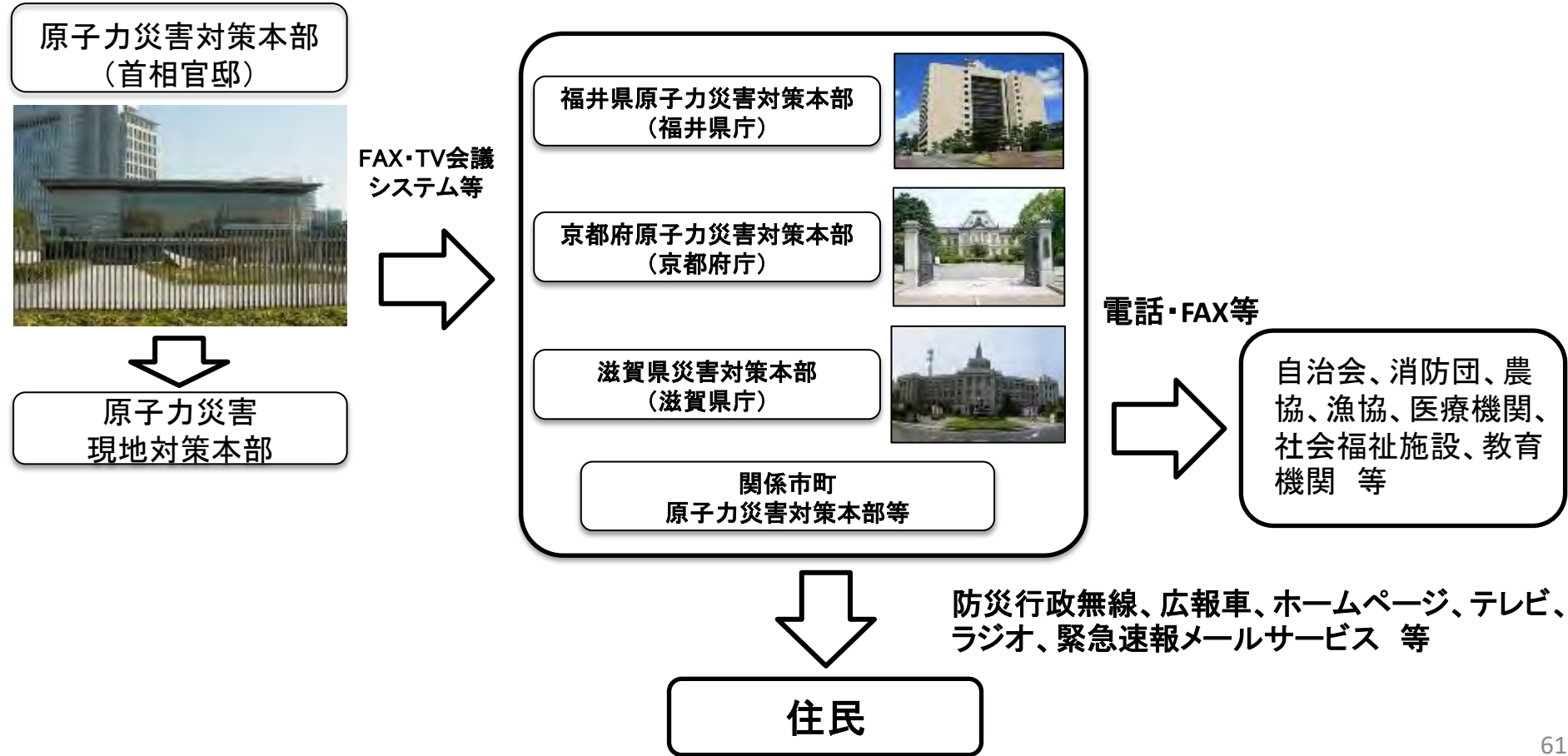
京都府原子力災害対策本部

関西広域連合災害対策本部

(C)2025ZENRIN(Z05E-第175号)

一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町に対し、FAX・TV会議システム等を用いて伝達。
- 福井県、京都府、滋賀県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



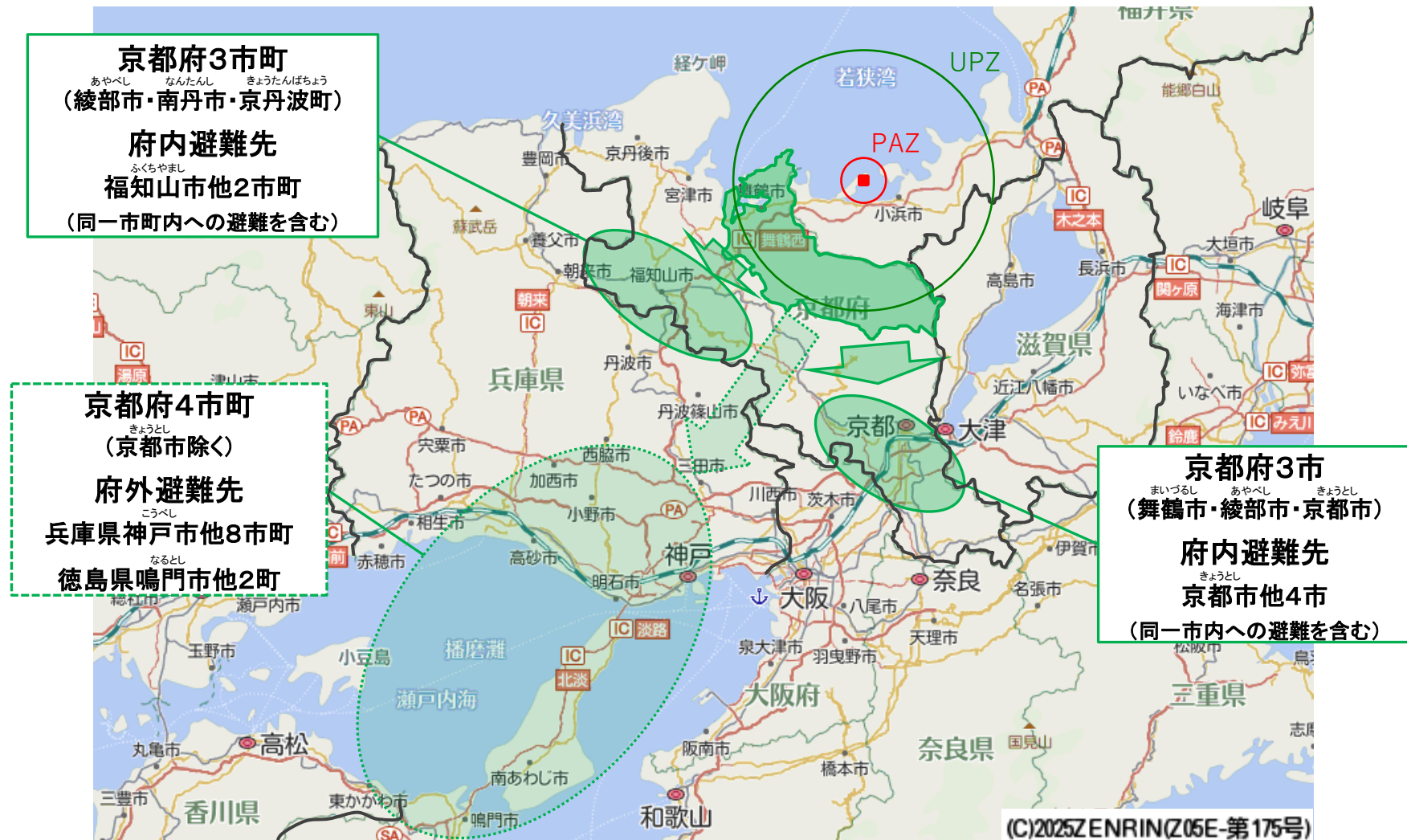
UPZ内住民の一時移転等

- 住民を安全かつ円滑に一時移転等させるため、国の原子力災害対策本部、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町が、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など）の調整を行う。
- UPZ関係市町を対象とした避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- なお、緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況に基づき、府県災害対策本部が府県域を越える避難が必要と判断した場合、避難元府県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された大阪府、兵庫県及び徳島県の避難先で受入れを行う。
- 避難先施設が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受入れができない場合は、同一府県又は関西広域連合において避難先の調整を行う。

府県名	市町名	府県内避難先	府県外避難先	
福井県	おおい町 <small>おおい ちょう</small>	敦賀市 <small>つるが し</small>	兵庫県	伊丹市、川西市 <small>いたみ し かわにし し</small>
	小浜市 <small>おばま し</small>	鯖江市、越前市 <small>さば え し えちぜん し</small>		豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、姫路市、 市川町、福崎町、神河町 <small>とよおか し やぶ し あさこ し か みちよう しんおんせんちよう ひめじ し いちかわちよう ふくさきちよう かみかわちよう</small>
	高浜町 <small>たかはま ちょう</small>	敦賀市 <small>つるが し</small>		宝塚市、三田市、猪名川町 <small>たからづかし さんだ し いながわちよう</small>
	若狭町 <small>わかさちよう</small>	越前町 <small>えちぜんちよう</small>		丹波市、丹波篠山市、三木市、加東市、小野市、西脇市、加西市、 多可町 <small>たんば し たんばささやまし みき し かとう し おの し にしわき し かさい し たかちよう</small>
	美浜町 <small>みはま ちょう</small>	大野市 <small>おおの し</small>		—
京都府	舞鶴市 <small>まいづる し</small>	京都市、宇治市、城陽市、向日市 <small>きょうと し うじ し じょうよう し むこう し</small>	兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市 <small>こうべ し あまがさき し にしのみやし</small>
	綾部市 <small>あやべ し</small>	福知山市、亀岡市 <small>ふくちやまし かめおか し</small>	徳島県	鳴門市、松茂町、北島町 <small>なるとし まつしげちよう きたじまちよう</small>
	南丹市 <small>なんたん し</small>	南丹市内	兵庫県	たつの市、太子町、佐用町 <small>たつの し たいしちよう さようちよう</small>
	京丹波町 <small>きょうたんばちよう</small>	京丹波町内		洲本市、南あわじ市 <small>すもと し みなみ し</small>
	京都市 <small>きょうと し</small>	京都市内		芦屋市 <small>あしやし</small>
滋賀県	高島市 <small>たかしま し</small>	高島市内他	大阪府	大阪市、高槻市、枚方市 <small>おおさか し たかつき し ひらかた し</small>

UPZの京都府内各市町の避難先

- UPZにある京都府内各市町の住民の避難先は、京都府内及び府外(兵庫県、徳島県)において避難先を確保。
- 避難先を京都府内又は府外のどちらかに選定する際には、避難先の準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況の他、気象庁から提供される気象情報などを考慮して選定。



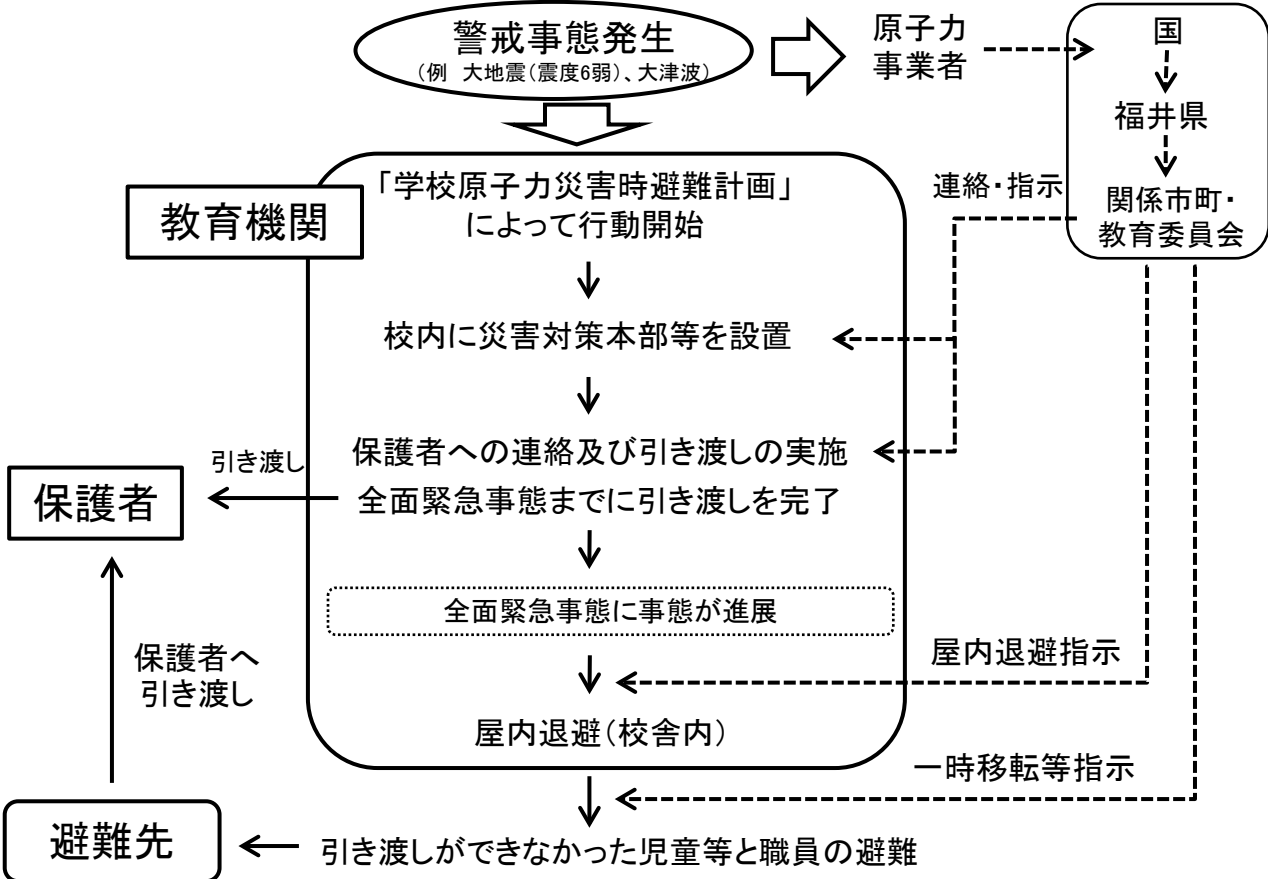
UPZの滋賀県高島市の避難先

- UPZにある滋賀県高島市の住民の避難先は、滋賀県内及び県外(大阪府)において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- 避難先を選定する際には、避難先の準備状況、避難先までの道路状況などを考慮して選定。気象情報についても活用。



福井県におけるUPZの学校・保育所等の防護措置

- 福井県では、警戒事態発生時に、UPZに位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校原子力災害時避難計画を策定済みであり、学校災害対策本部等は関係市町原子力災害対策本部等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができなかった児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町原子力災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ の教育機関数
(令和7年4月1日時点)

	教育機関数 (機関)	児童・生徒数 (人)
保育所・幼稚園等	35	2,195
小学校	27	3,173
中学校	9	1,782
高等学校	3	1,573
特別支援学校	2	210
その他の学校※	5	650
合計	81	9,583

※ 専門学校、専修学校、高等専門学校、大学等

福井県におけるUPZの医療機関・社会福祉施設の避難先

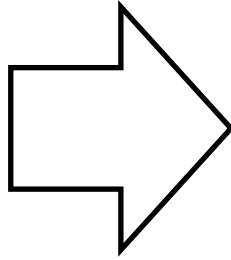
- 福井県では、UPZにある全ての医療機関、社会福祉施設(45施設1,805人)について、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- 何らかの事情で、あらかじめ確保した避難先施設が使用できない場合には、福井県原子力災害対策本部が受入先を調整。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数	入所定員 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		7	904
社会福祉施設	介護保険施設等	22	668
	障害福祉サービス事業所等	16	233
	小計	38	901
合計		45	1,805

< UPZ外 >

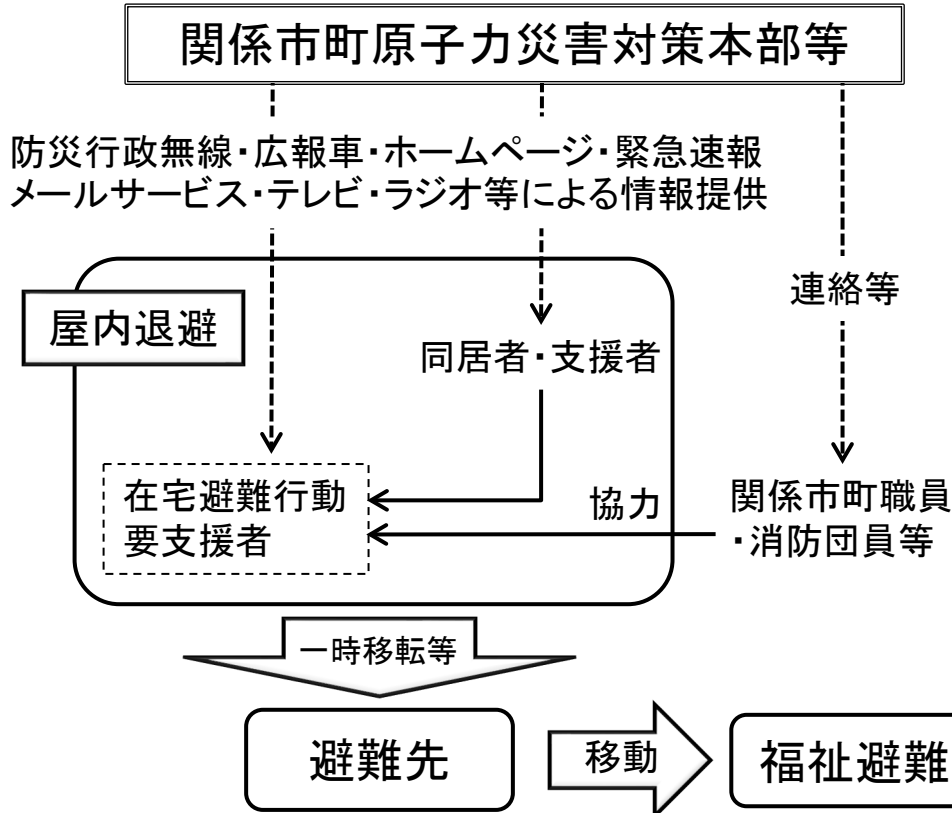
避難先施設	
受入施設数	受入可能人数 (人)
14	4,279
44	668
13	233
57	901
71	5,180



施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保

福井県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 関係市町は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、福井県原子力災害対策本部において関係機関と調整し避難先を確保。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

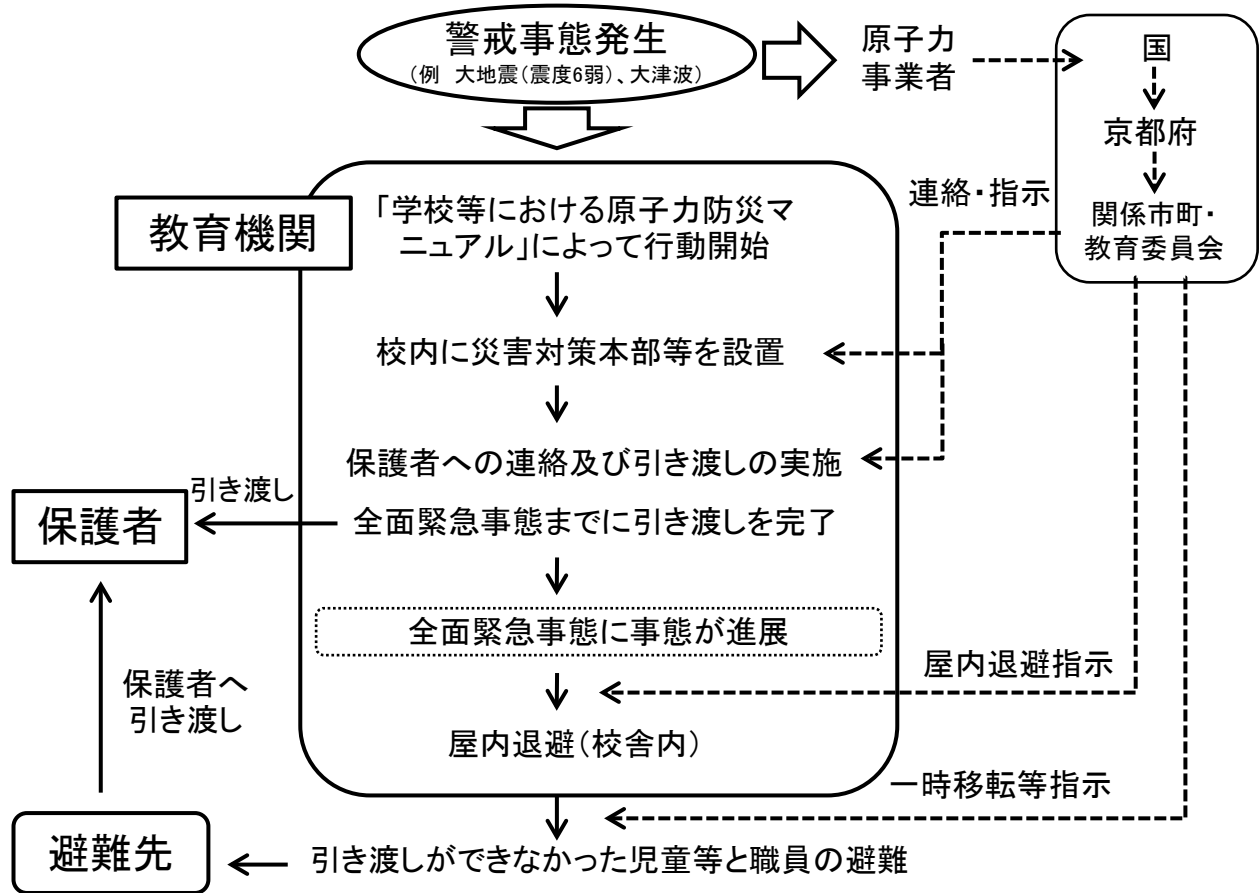
	UPZ内(人)
おおい町 <small>ちよう</small>	363(363)
小浜市 <small>おばまし</small>	831(831)
高浜町 <small>たかはまちよう</small>	876(876)
若狭町 <small>わかさちよう</small>	971(165)
美浜町 <small>みはまちよう</small>	1,269(1,269)
合計	4,310(3,504)

※ ()内は支援者有り
 ※ 令和7年4月現在

※県内指定福祉避難所数(避難対象5市町を除く):219施設

京都府におけるUPZの学校・保育所等の防護措置

- 京都府では、警戒事態発生時に、UPZに位置する保育所・幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等毎に校長等を本部長とする学校原子力災害対策本部等を設置する。
- 学校原子力災害対策本部等は関係市町原子力災害対策本部や関係市町教育委員会等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町原子力災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZの教育機関数
(令和7年5月1日時点)

	教育機関数 (機関)	児童・生徒数 (人)
保育所・幼稚園等	27	1,944
小学校	17	3,472
中学校	7	1,842
高等学校	5	1,363
特別支援学校	3	204
その他の学校※	4	1,103
合計	63	9,928

※ 専門学校、専修学校、高等専門学校、大学等

京都府におけるUPZの医療機関・社会福祉施設の避難先

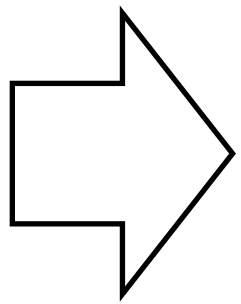
- 京都府では、UPZにある全ての医療機関、社会福祉施設(74施設2,843人)について、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、京都府災害時要配慮者避難支援センターの調整により確保。
- UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設において施設ごとの避難計画を策定済み。

< UPZ内 >

施設区分		施設数	入所者数 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		13	803
社会福祉施設	介護保険施設等	37	1,568
	障害福祉サービス事業所等	20	370
	児童養護施設等	4	102
	小計	61	2,040
合計		74	2,843

< UPZ外 >

受入候補施設数	受入可能人数(人)
33	1,540
86	1,270
9	210
10	160
105	1,640
138	3,180



受入先調整
(京都府災害時
要配慮者避難支
援センター)

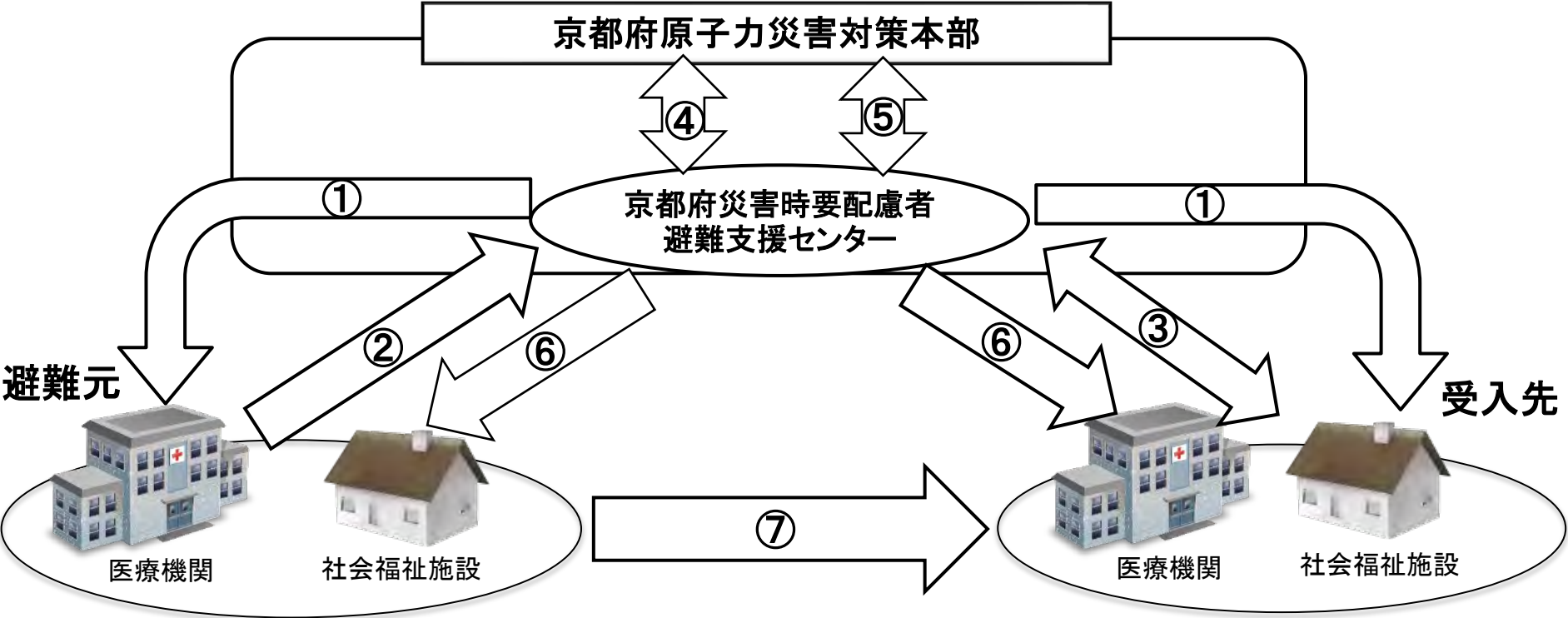
※ 令和7年6月1日現在

※ 令和7年6月1日現在

※ 社会福祉施設については同種の施設への避難が基本であるが、医療ケアが必要な約280人については医療機関へ搬送
 ※ 京都市他府内市町に避難先を確保

京都府における医療機関・社会福祉施設の受入先確保のための調整スキーム

➤ 京都府では、一時移転等の防護措置が必要になった場合、京都府原子力災害対策本部内に設置される京都府災害時要配慮者避難支援センターが受入れに関する調整を速やかに実施。



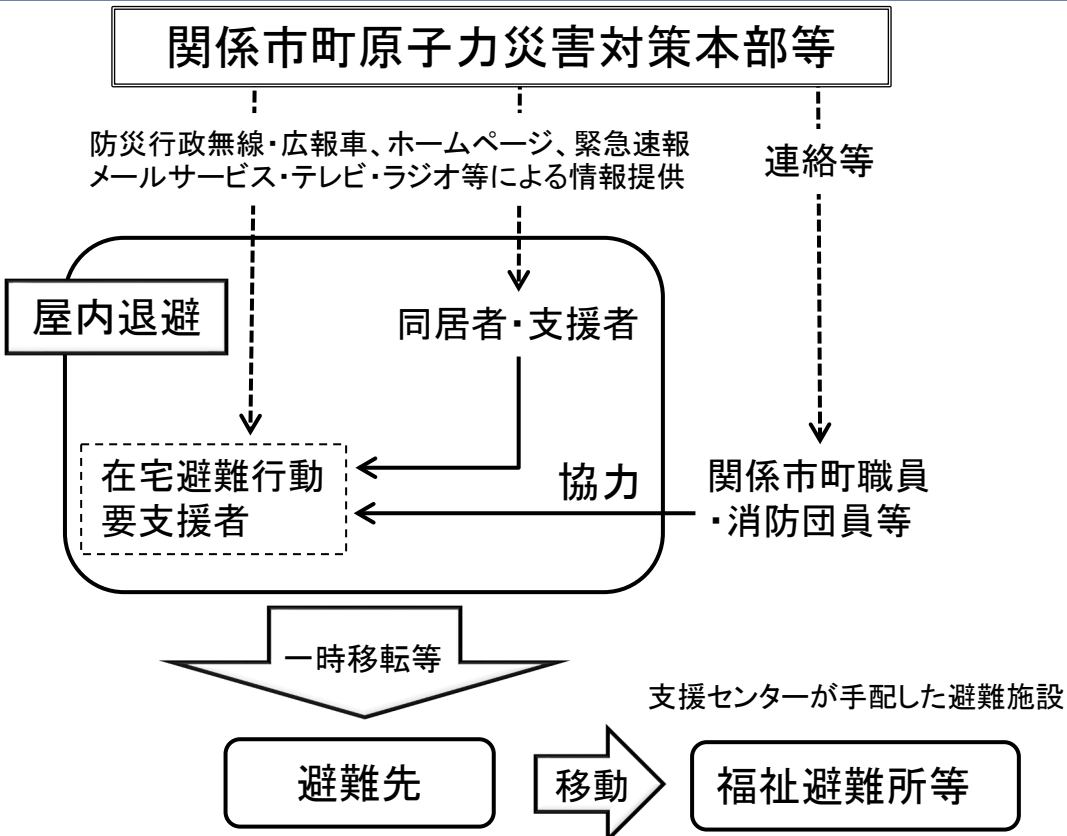
受入先確保のマッチングフロー

- ①: 災害時要配慮者避難支援センターから受入先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、災害に関する情報を提供
- ②: 避難元医療機関・社会福祉施設からセンターへ、避難者数及び必要な移送手段を報告
- ③: センターによる受入先の状況確認及びマッチングの実施
- ④: センターと京都府原子力災害対策本部において調整の上、必要な輸送手段を確保
- ⑤: センターと京都府原子力災害対策本部による移送等の避難実施についての協議・調整
- ⑥: センターから受入先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、避難方針を連絡
- ⑦: 避難の実施

※ 事態の規模、時間的な推移に応じて、早期の段階で避難等の予防的防護措置をとる場合に備えて、UPZ内の医療機関・社会福祉施設を対象に避難時の対応についての具体化・充実化を行っていく。
 ※ 京都市他府内市町に避難先を確保

京都府のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 関係市町は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった場合、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は京都府災害時要配慮者避難支援センターに依頼し避難先を確保。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



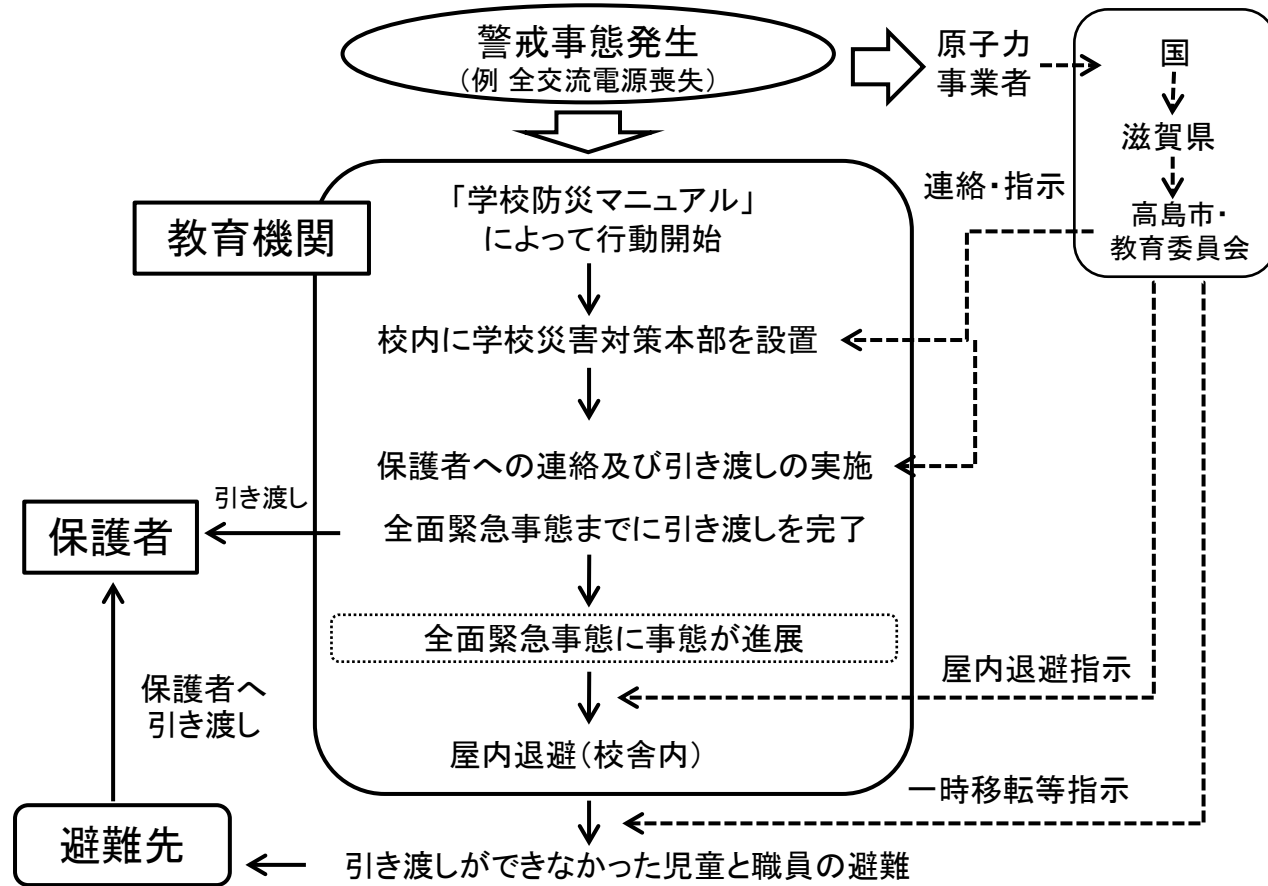
UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

市町	UPZ内(人)
舞鶴市 <small>まいづるし</small>	4,047(2,318)
綾部市 <small>あやべし</small>	18(0)
南丹市 <small>なんたんし</small>	621(621)
京丹波町 <small>きょうたんばちょう</small>	3(3)
京都市 <small>きょうとし</small>	1(1)
合計	4,690(2,943)

※ ()内は支援者有り
 ※ 令和7年4月現在(綾部市、南丹市のみ令和7年6月現在)
 ※ 京都市他府内市町に避難先を確保

滋賀県におけるUPZの学校の防護措置

- 滋賀県では、警戒事態発生時に、UPZに位置する小学校の校長を本部長とする学校災害対策本部を設置する。
- 当該小学校において学校防災マニュアルを策定済みであり、学校災害対策本部等は高島市災害対策本部や高島市教育委員会等の指示により警戒事態において、学校の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡（メール配信等）し、児童の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童は、屋内退避（校舎内）を実施する。その後、事態が悪化し、高島市災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ の教育機関数
(令和7年5月1日時点)

	教育機関数 (機関)	児童・生徒 数(人)
保育所・幼稚園等	0	0
小学校	1	2
中学校	0	0
高等学校	0	0
特別支援学校	0	0
その他の学校※	0	0
合計	1	2

※ 専門学校、専修学校、高等専門学校、大学等

滋賀県におけるUPZの社会福祉施設の避難先

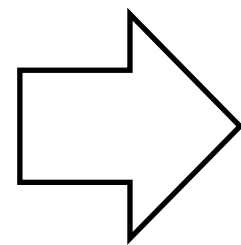
- 滋賀県では、UPZにある社会福祉施設(3施設390人)のうち、障害福祉サービス事業所等については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、滋賀県災害対策本部にて障害福祉サービス事業所等17施設との調整により確保。
- 救護施設についてはあらかじめ避難先を確保。何らかの事情で、あらかじめ確保した避難先施設が使用できない場合には、滋賀県災害対策本部が受入先を調整。
- 医療機関は所在しない。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数 (施設)	入所定員 (人)
社会福祉施設	障害福祉サービス事業所等	1	30
	救護施設	2	360
合計		3	390

< UPZ外 >

避難先施設	
受入候補施設数(施設)	受入可能人数(人)
14	558
3	360
17	918

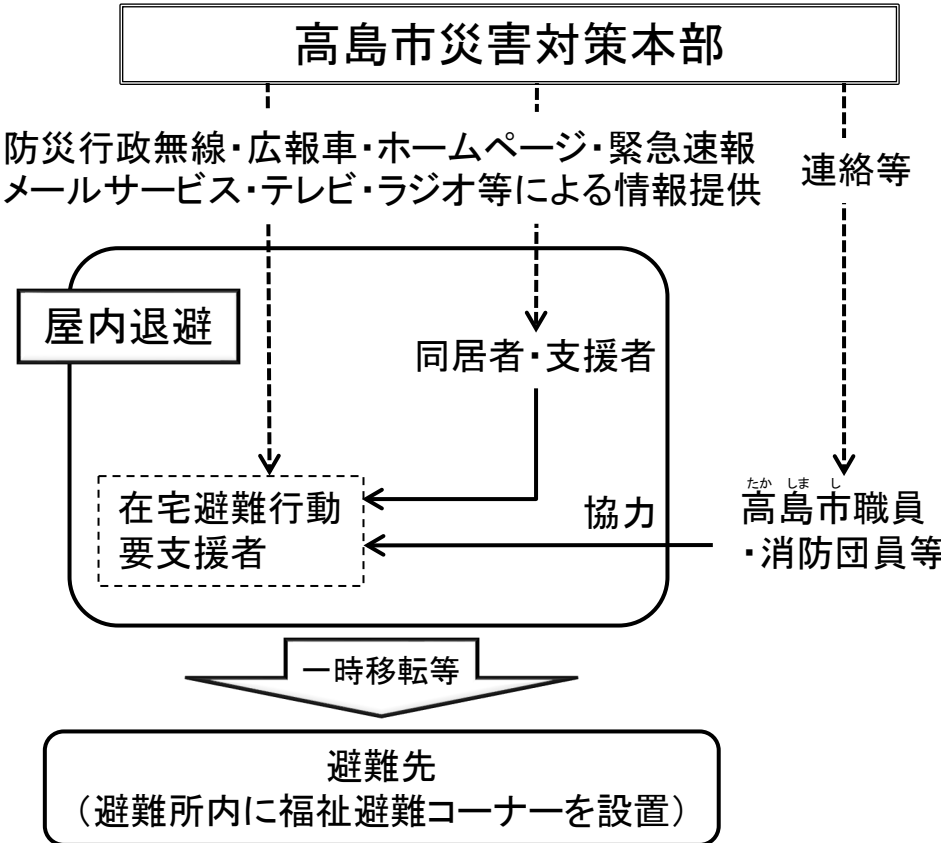


障害福祉サービス事業所等、候補施設との調整により受入先を確保。救護施設についてはあらかじめ受入先を確保。

※令和7年9月時点

滋賀県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 高島市は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった場合、高島市が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、避難先にて設置している福祉避難コーナーを利用。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、高島市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数

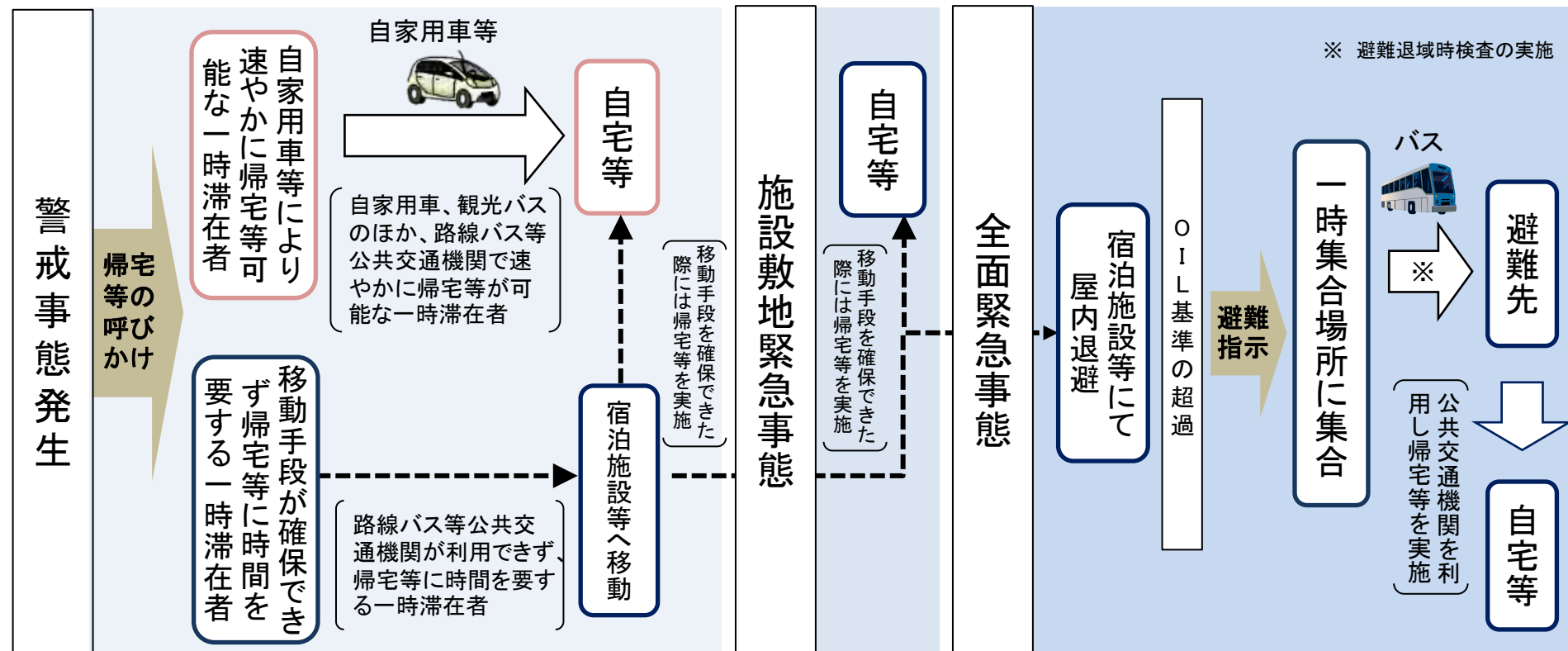
市町	UPZ内(人)
たかしまし 高島市	80(31)

※1 ()内は支援者有り
 ※2 令和7年4月現在

UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 関係府県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の発生で、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、関係府県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>

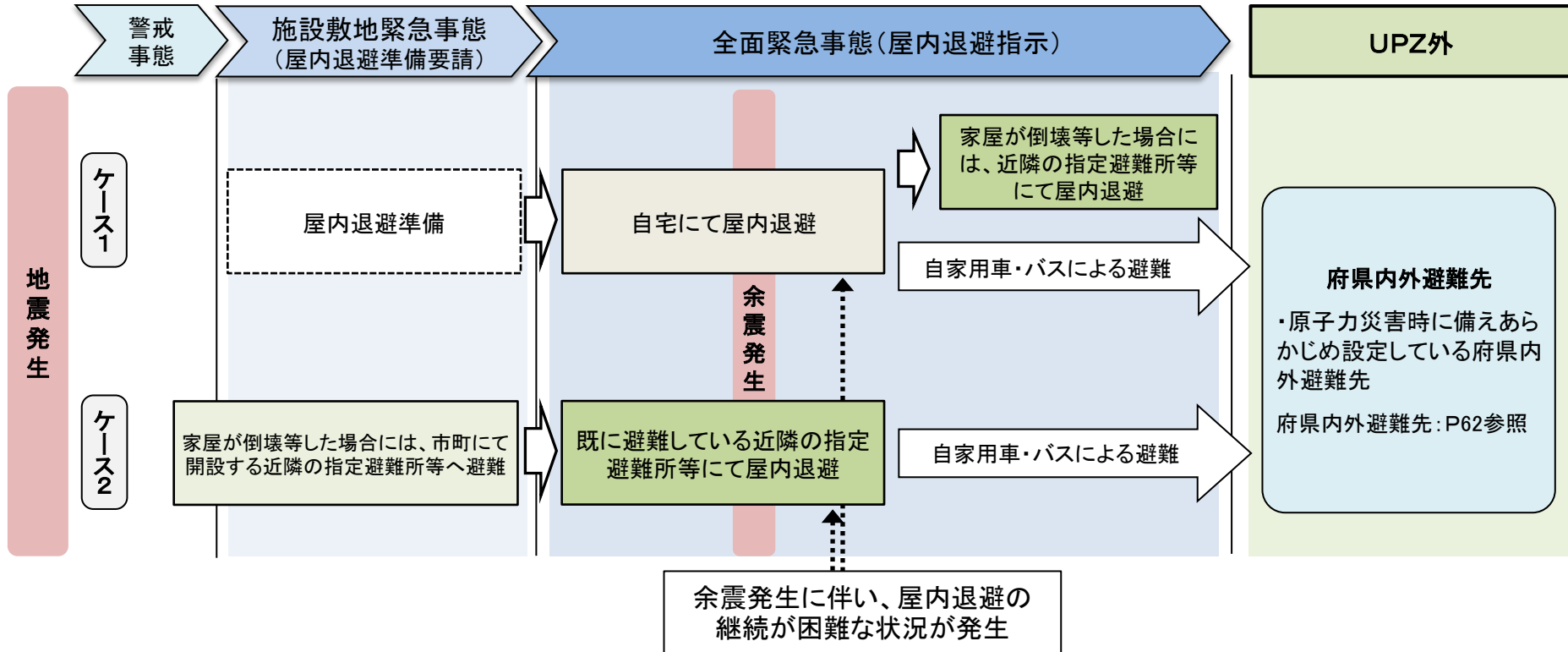


※ 一時滞在者は民間企業の就労者を含む(緊急事態応急対策に従事する者等を除く)。

自然災害等(地震、津波等※1)により屋内退避が困難となる場合の基本フロー

- 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていいる中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZの別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先の準備が整い次第、関係自治体の指示に従い避難を行う※2。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係府県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報、避難所の開設タイミング等について、確認・調整等を行う。

<屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合>



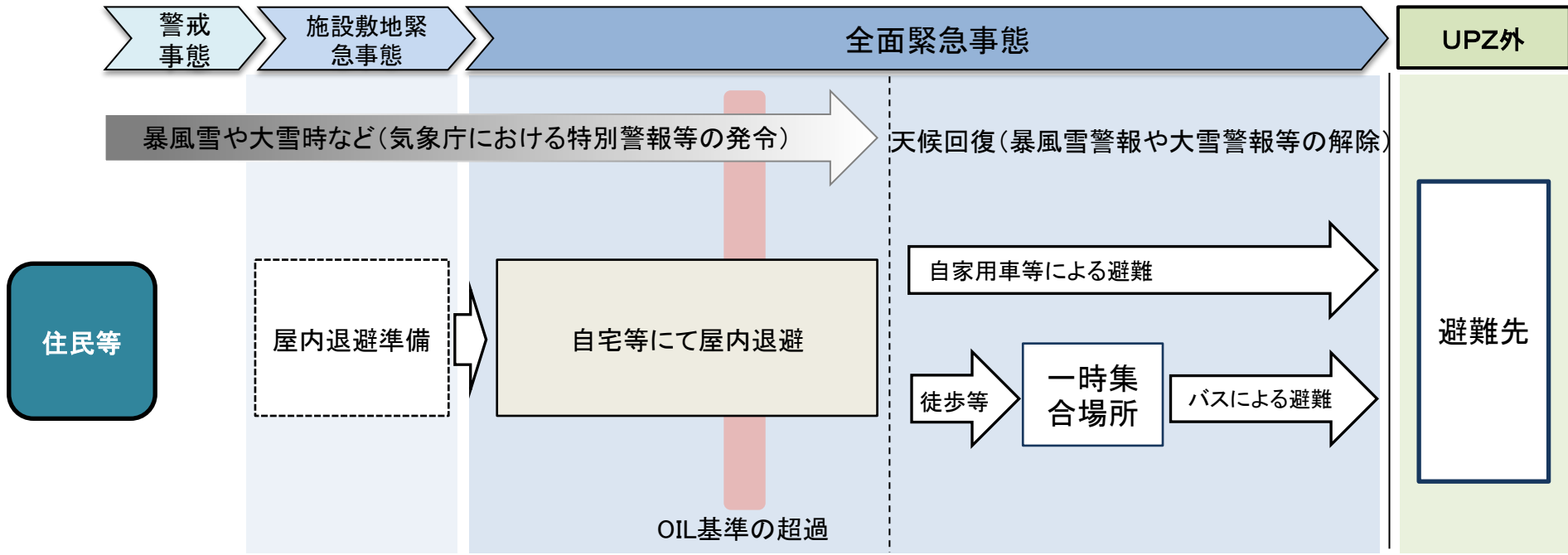
※1 大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※2 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

暴風雪や大雪時などにおけるUPZの防護措置

- OIL基準の超過により一時移転等が必要な場合であっても、暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。※
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

<全面緊急事態で天候が回復した場合> (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



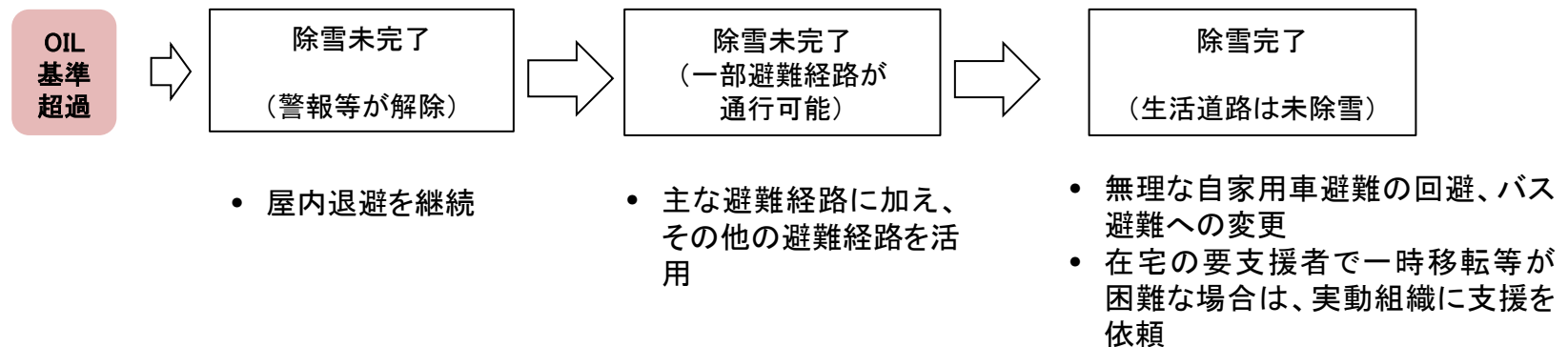
※ 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。

台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難指示等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定期間避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

積雪量が多く直ちに避難が困難な場合の対応(UPZ)

OIL基準を超過し、暴風雪や大雪などの警報等が解除された場合であっても、避難経路の除雪が完了し安全に一時移転等ができる環境となるまでは、屋内退避を継続する。※1

- 主な避難経路の除雪が未完了の段階であっても、その他の避難経路が活用できる場合は、その他の避難経路を活用する。
- 主要な幹線道路の除雪が完了し、一時移転等が可能となった時点で住民避難を開始する。なお、生活道路の除雪が完了しなければ避難ができない場合において、道路管理者や民間事業者による除雪が困難になった場合には、実動組織により除雪及び一時移転等の支援(P26参照)を行うが、除雪が完了していない間には、無理な自家用車避難による立ち往生などを回避するため、当該住民はバス等により一時移転等を行うこととする。※2
- 社会福祉施設等の入所者についても、避難経路の除雪が完了した段階で一時移転等を開始することとする。在宅の要支援者について、支援者の介助等によっても一時移転等が困難な場合は、実動組織(消防、自衛隊等)の支援により一時移転等を行う。



※1 立ち往生などにより除雪活動が妨げられることがないよう、豪雪時の対応について必要な広報を行う。

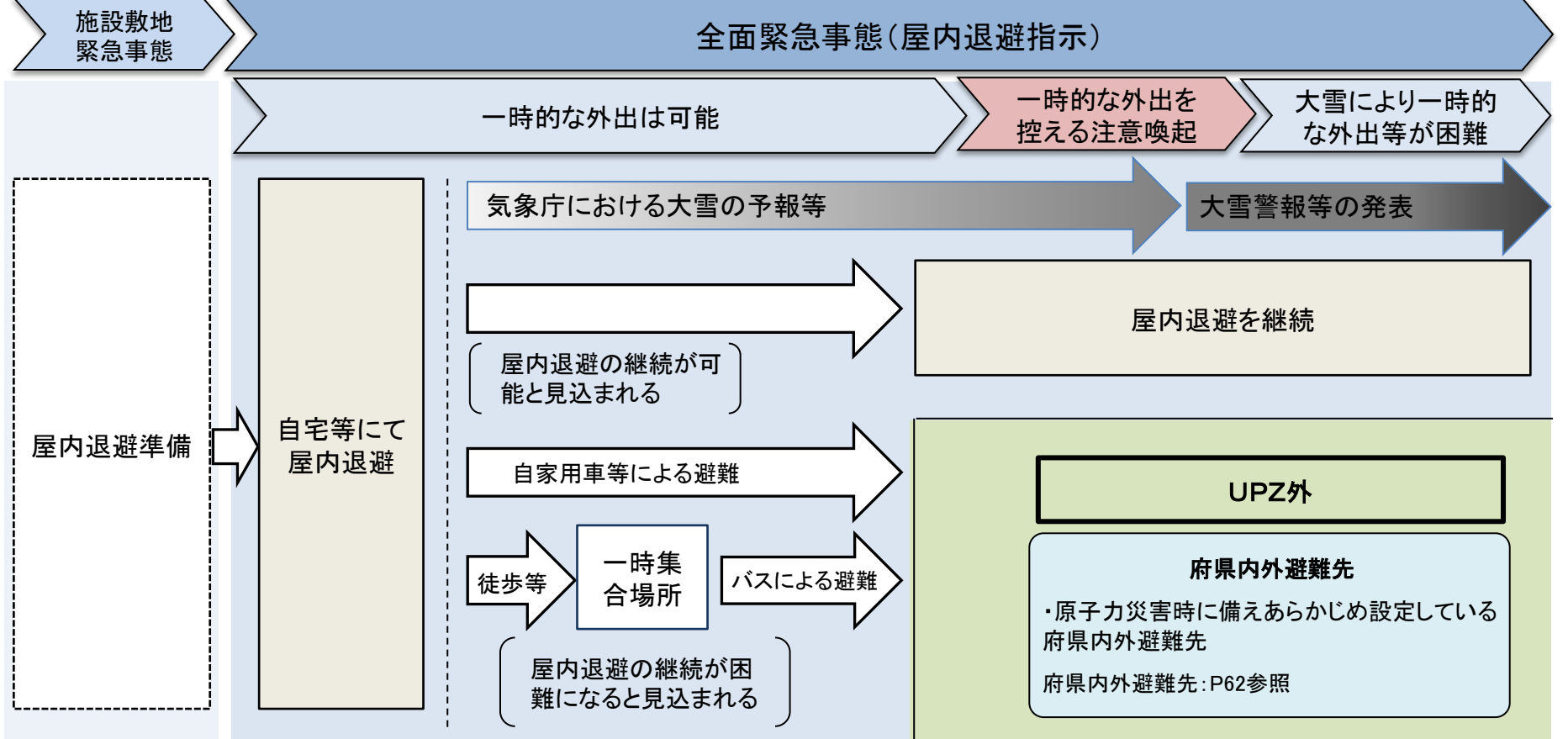
屋内退避中も、生活物資の受け取りや屋根の雪下ろし等、生活の維持に最低限必要な一時的な外出は可能。フィルタバントにより放射性物質の放出が予定されている場合等については、一時的な外出を控える旨の注意喚起を国や自治体から行う。

※2 一時集合場所及び社会福祉施設から幹線道路までの経路について優先的に除雪するなど、バスや福祉車両による一時移転等が可能となるよう留意する。

大雪の予報等の発表により屋内退避の継続が困難になると見込まれる場合

- 気象庁から大雪の予報等が発表され、屋内退避の継続が困難になると見込まれ、交通障害等により避難を実施することで命に危険が及ぶ前に避難が必要であると、関係自治体等が判断した場合には、その指示に従いUPZ外へ避難を行う。
- 屋内退避指示が出ている中で大雪が発生すると、物資の受け取り、人的支援、一時的な外出等が困難になることも想定される。加えて、フィルタベントにより放射性物質の放出が予定され一時的な外出を控える旨の注意喚起がされた場合には、一時的な外出を実施できない期間が長くなるため、屋内退避の継続が困難になると見込まれた時点で避難を行うことができる。
- 屋内退避の継続が困難となった時点での避難は、天候や除雪等の状況によって、交通障害が発生し、命に危険が及ぶため、屋内退避の継続が困難になると見込まれた時点かつ安全に避難ができる段階で避難を行うことができる。

< 全面緊急事態で大雪の予報等が発表された場合 >



UPZ市町の一時移転等における福祉車両の確保(福井県)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、福井県UPZ全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が44台、ストレッチャー車両が43台に対して、福井県内における保有車両数はそれぞれ、893台と214台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、(一社)福井県タクシー協会に所属するタクシー(789台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	132台	208台	
医療機関	97台	219台	
社会福祉施設	384台	170台	
合計	613台※1	597台※2	※1 車椅子車両は1台当たり2名の要支援者の搬送することを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送することを想定
必要車両台数	44台	43台	・ピストン輸送(14往復)を想定



県内の福祉車両保有数	893台	214台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)
(一社)福井県タクシー協会に所属するタクシー会社が保有するタクシー台数	789台(令和8年2月時点)		・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力(株)の保有する福祉車両(車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

UPZ市町の一時移転等における福祉車両の確保(京都府)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府UPZ全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が53台、ストレッチャー車両が29台に対して、京都府内における保有車両数はそれぞれ、95台と59台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは府内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、(一社)京都府タクシー協会に所属するタクシー(5,948台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	148台	13台	
医療機関	182台	303台	
社会福祉施設	410台	87台	
合計	740台※1	403台※2	※1 車椅子車両は1台当たり2名の要支援者の搬送をすることを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	53台	29台	・ピストン輸送(14往復)を想定



府内の福祉車両保有数※3	95台	59台	※3 京都府及び府内UPZ市町における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)
(一社)京都府タクシー協会に所属するタクシー会社が保有するタクシー台数	5,948台(令和7年2月時点)		・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力(株)の保有する福祉車両(車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

UPZ市の一時移転等における福祉車両の確保(滋賀県)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県UPZ全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が5台、ストレッチャー車両が1台に対して、滋賀県内における保有車両数はそれぞれ、204台と9台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、(一社)滋賀県タクシー協会に所属するタクシー(978台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	26台	11台	
医療機関	—	—	
社会福祉施設	37台	0台	
合計	63台※1	11台※2	※1 車椅子車両は1台当たり1名の要支援者の搬送することを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送することを想定
必要車両台数	5台	1台	・ピストン輸送(14往復)を想定



県内の福祉車両保有数	204台	9台	・UPZの医療機関・社会福祉施設等や県内行政・タクシー会社における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)
(一社)滋賀県タクシー協会に所属するタクシー会社が保有するタクシー台数	978台(令和7年4月時点)		・車椅子車両、ストレッチャー車両を除く。 ・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力(株)の保有する福祉車両(車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施 84

UPZ市町の一時移転等における輸送能力の確保(福井県)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。福井県では県内避難先に原則自家用車により一時移転等を実施することとなるが、ここではあえて、福井県におけるUPZ全域が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数3,272人、必要車両数75台に対して、福井県内バス会社の保有車両数は859台であり、必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する(詳細についてはP88参照)。

		合計	おおい町 ちょう	おぼまし 小浜市	たかはまちょう 高浜町	わかさちょう 若狭町	みはまちょう 美浜町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	65,390	6,979	27,213	9,467	13,104	8,627	R7.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	3,272	349	1,361	474	656	432	・UPZ内人口×0.05 ・住民の5%がバスによる一時移転等が必要となると想定※ ¹
必要車両台数(台)※ ²		75	8	31	11	15	10	バス1台当たり45人程度の乗車を想定



福井県内のバス会社 保有車両	859台 (令和7年2月時点)	福井県内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	13,888台	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※1 福井県避難時間推計シミュレーションに基づく想定。
 ※2 県内避難先の被災等により県外避難する一部住民については、集団で避難することを基本に、自家用車の乗り合わせやさらなるバスの確保を実施。
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

UPZ市町の一時移転等における輸送能力の確保(京都府)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府におけるUPZ全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数56,195人、必要車両数1,251台に対して、京都府内バス会社の保有車両数は2,194台であり、必要台数を要請し確保。
- なお、府内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する(詳細についてはP88参照)。

		合計	まいづるし 舞鶴市	あやべし 綾部市	なんたんし 南丹市	きょうたんばちよう 京丹波町	きょうとし 京都市	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	74,923	70,513	1,223	2,739	213	235	R7.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	56,195	52,885	918	2,055	160	177	・UPZ内人口×0.75 ・住民の75%がバスによる一時移転等が必要となると想定※ ¹
必要車両台数(台)		1,251	1,176	21	46	4	4	バス1台当たり45人程度の乗車を想定



京都府内のバス会社 保有車両	2,194台 (令和7年4月時点)	京都府内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	13,888台	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※¹ 京都府避難時間推計シミュレーションに基づく想定

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

UPZ市の一時移転等における輸送能力の確保(滋賀県)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県におけるUPZ全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数372人、必要車両数44台に対して、滋賀県内バス会社の保有車両数は428台であり、必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する(詳細についてはP88参照)。

		たかしまし 高島市	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	372	R7.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	372	・UPZ内人口 ・住民の100%がバスによる一時移転等が必要となると想定
必要車両台数(台)		44	・バス1台当たり17人程度の乗車を想定 ・必要台数×2 (避難元⇔中継所⇔避難先(避難中継所でバス乗り換え))で総合必要台数を試算



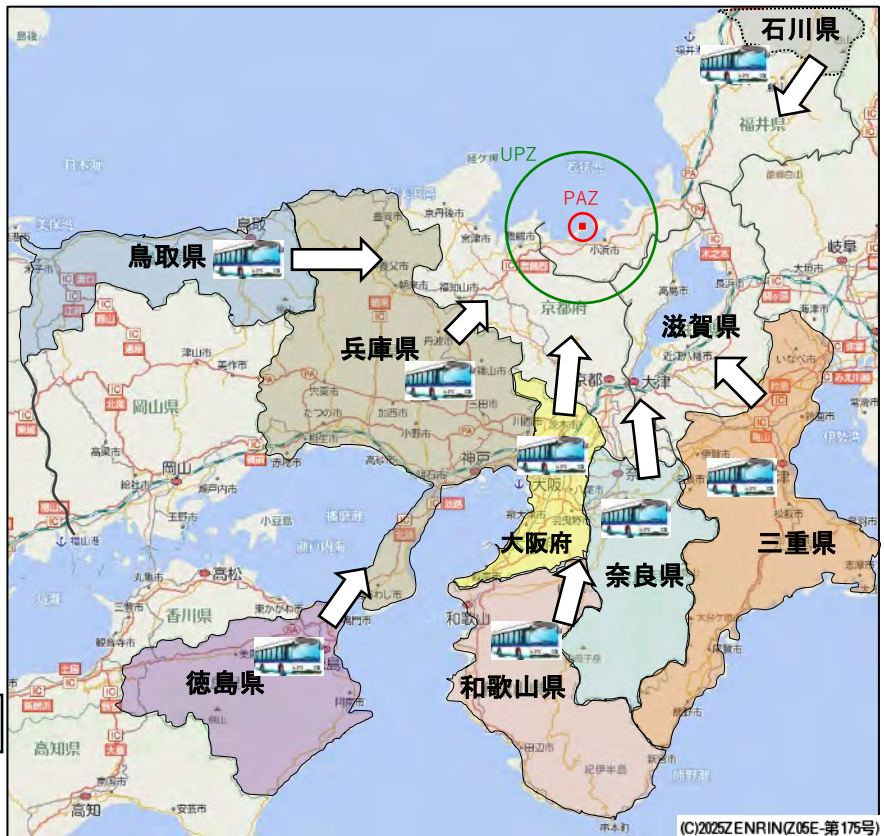
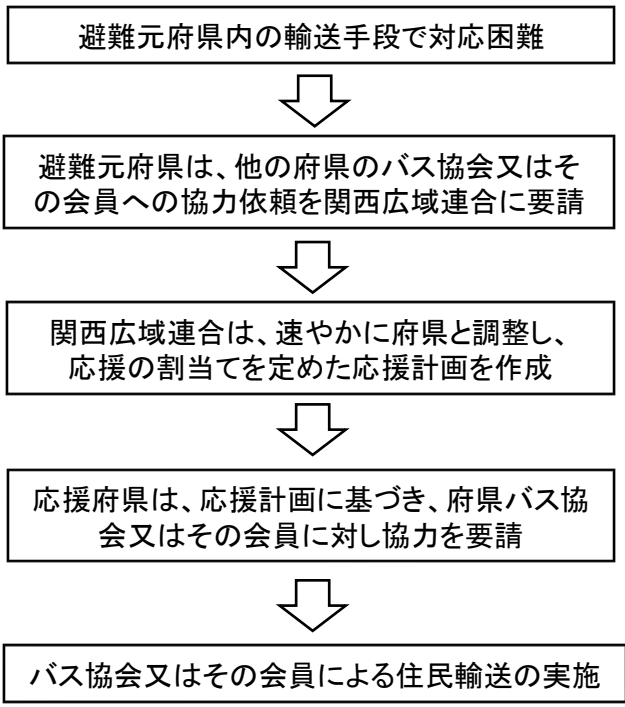
滋賀県内のバス会社 保有車両(観光バス)	428台 (令和7年4月時点)	滋賀県内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	13,888台	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

国、関係機関による輸送能力の確保

- 福井県、京都府及び滋賀県内の輸送手段で不足する場合の輸送能力の確保については、
 - 関西広域連合等関係機関が関西広域連合※の構成府県及び連携県並びに隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達。
 - ※平成27年12月に近畿2府8県及び関西広域連合にて「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」を締結
 - 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保する。

【関西広域連合の協定に基づく要請フロー】



府県名	保有台数 (台)
石川県	1,015
三重県	1,268
大阪府	5,112
兵庫県	3,812
奈良県	978
和歌山県	655
鳥取県	453
徳島県	595
計	13,888

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

他の地方公共団体からの応援計画①

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、福井県、京都府及び滋賀県に対する関係地方公共団体からの支援策として、近隣府県や広域圏、または全国規模の応援協定が締結されている。

福井県・岐阜県災害時等の相互応援等に関する協定(平成7年10月6日)

- 【応援内容】**
- ①被災地の情報収集及び人員、資機材輸送等のためのヘリコプターの派遣
 - ②救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアのあっせん
 - ③食糧、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
 - ④被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
 - ⑤救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
 - ⑥被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
 - ⑦ごみ、し尿処理のための車両及び施設のあっせん
 - ⑧その他特に要請のあった事項

中部9県1市災害時等の応援に関する協定(平成19年7月26日)

- 【対象】**
富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市長古屋市
- 【応援内容】**
- ①応援物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ②避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置
 - ③被災者等の一時収容のための施設の提供
 - ④医療機関による傷病者の受入れ
 - ⑤その他特に要請のあった事項

北陸三県災害時等の相互応援に関する協定(平成21年5月18日)

- 【対象】**
富山県、石川県、福井県
- 【応援内容】**
- ①被災地の情報収集並びに人員及び資機材の輸送等に係わるヘリコプターの派遣
 - ②救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣並びにボランティアのあっせん
 - ③食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - ④被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
 - ⑤避難、救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
 - ⑥被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
 - ⑦ごみ、し尿処理等のための車両及び施設のあっせん
 - ⑧医療機関による傷病者の受入
 - ⑨その他要請のあった事項

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定(平成24年10月25日)

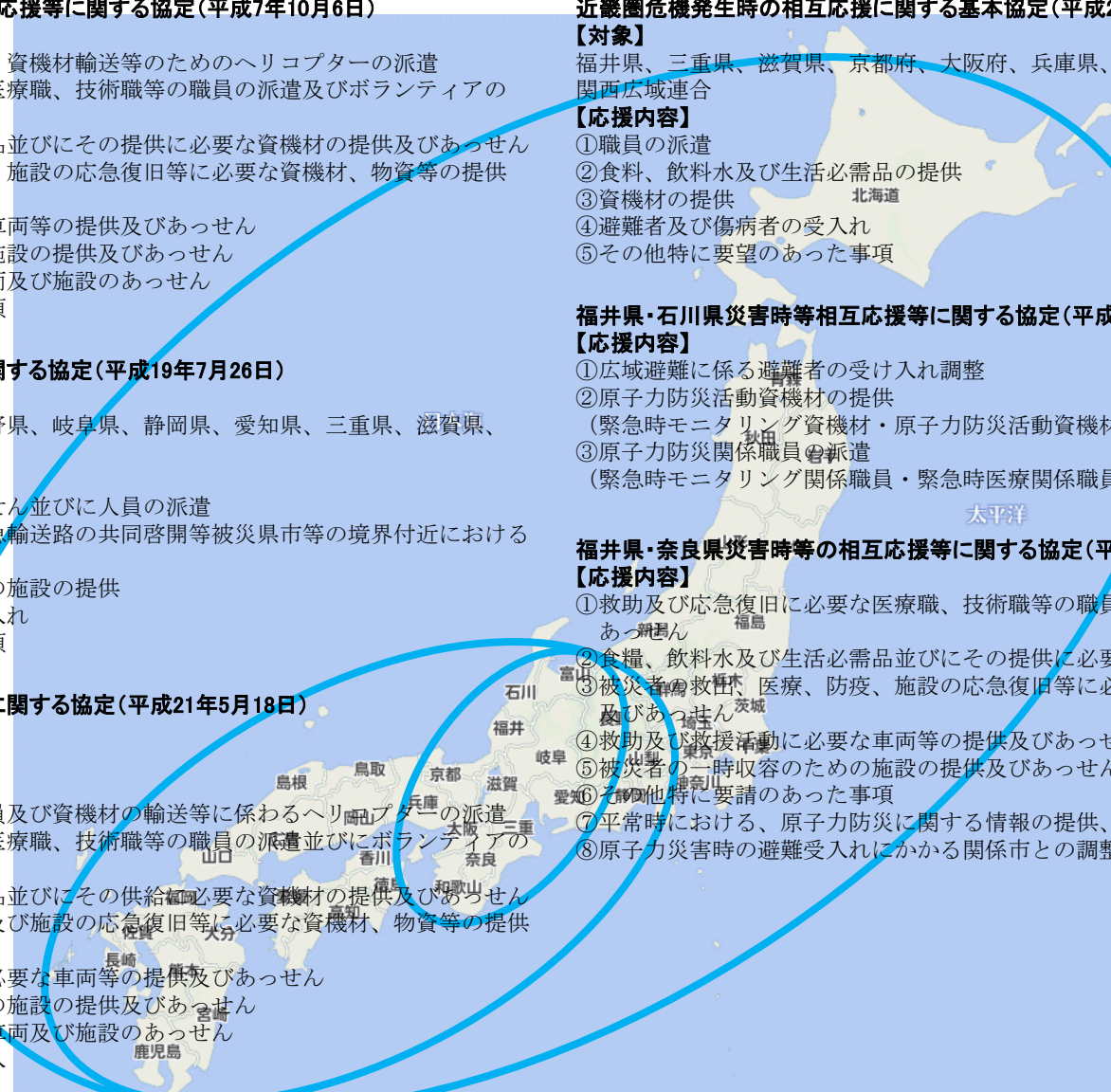
- 【対象】**
福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合
- 【応援内容】**
- ①職員の派遣
 - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③資機材の提供
 - ④避難者及び傷病者の受入れ
 - ⑤その他特に要望のあった事項

福井県・石川県災害時等相互応援等に関する協定(平成26年6月11日)

- 【応援内容】**
- ①広域避難に係る避難者の受け入れ調整
 - ②原子力防災活動資機材の提供
(緊急時モニタリング資機材・原子力防災活動資機材・緊急時医療資機材)
 - ③原子力防災関係職員の派遣
(緊急時モニタリング関係職員・緊急時医療関係職員・その他原子力災害対策関係職員)

福井県・奈良県災害時等の相互応援等に関する協定(平成26年6月11日)

- 【応援内容】**
- ①救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアのあっせん
 - ②食糧、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
 - ③被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
 - ④救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びあっせん
 - ⑤被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
 - ⑥その他特に要請のあった事項
 - ⑦平常時における、原子力防災に関する情報の提供、普及啓発、研修の実施等
 - ⑧原子力災害時の避難受入れにかかる関係市との調整等の協力



他の地方公共団体からの応援計画②

関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成23年10月31日)

【対象】
 関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）

- 【応援内容】**
- ①職員の派遣
 - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③資機材の提供
 - ④避難者及び傷病者の受入れ
 - ⑤船舶等の輸送手段の確保
 - ⑥医療支援
 - ⑦その他被災府県が要請した措置

関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成29年6月5日)

【対象】
 関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、中国地方知事会（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

- 【応援内容】**
- ①住民の避難
 - ②被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援
 - ③施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋
 - ④その他特に要請のあった事項

関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成29年6月6日)

【対象】
 関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、四国知事会（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

- 【応援内容】**
- ①職員の派遣
 - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③資機材の提供
 - ④避難者及び傷病者の受入れ
 - ⑤車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
 - ⑥医療支援
 - ⑦その他被災した構成府県市が要請した措置

原子力災害時の相互応援に関する協定(平成13年1月31日)

【対象】
 北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

- 【応援内容】**
- ①原子力防災資機材の提供
 - ②職員の派遣

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(令和6年1月31日)

- 【応援内容】**
- ①人的支援及び斡旋
 - ②物的支援及び斡旋
 - ③施設又は業務の提供及び斡旋
 - ④その他特に要請のあったもの

関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定(平成26年3月6日)

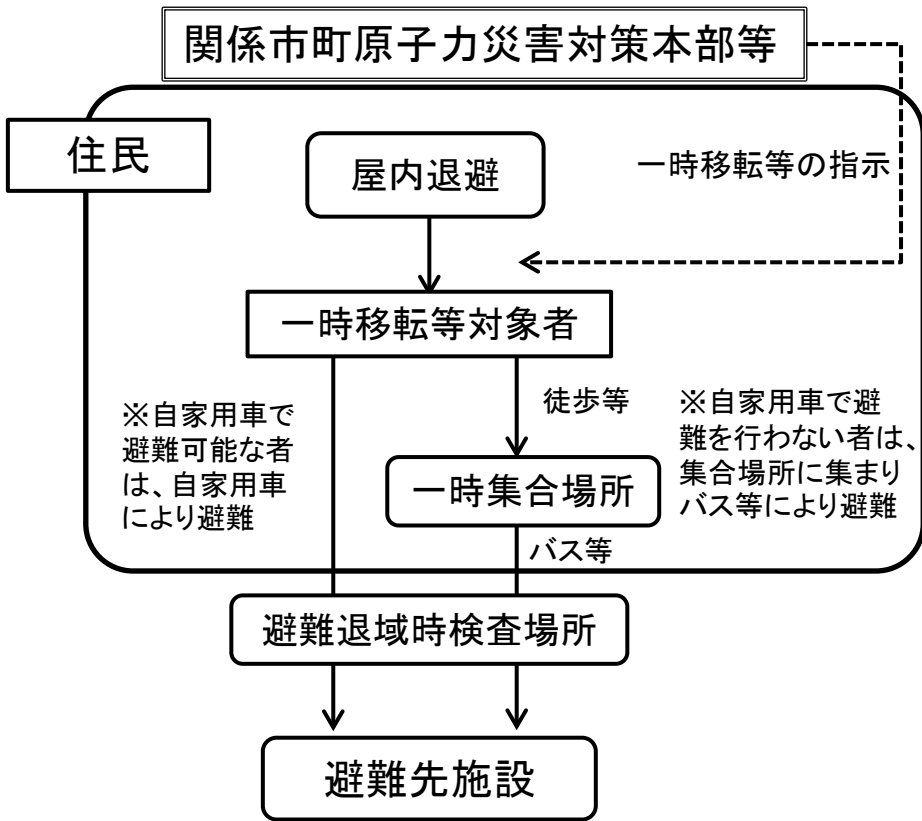
【対象】
 関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

- 【応援内容】**
- ①職員の派遣
 - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③資機材の提供
 - ④避難者及び傷病者の受入れ
 - ⑤車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
 - ⑥医療支援
 - ⑦その他被災した構成都府県市が要請した措置



福井県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された地域及びOIL2に該当すると特定された地域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該地域の関係市町原子力災害対策本部等より、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 福井県では、OIL1の場合、自家用車による避難が可能な住民は自家用車により避難。それ以外の住民は、県が確保するバス等により避難。OIL2の場合、集団で避難することを基本に、自家用車および県が確保するバス等により避難。



＜UPZ市町の避難先＞ ※令和7年4月1日時点
 地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難を実施。

市町名	県内避難先	県外避難先
おおい町 6,979人	敦賀市	伊丹市、川西市 (合計6,979人)
おぼまし 小浜市 27,213人	鯖江市、越前市	豊岡市、養父市 朝来市、香美町 新温泉町、姫路市 市川町、福崎町 神河町 (合計27,213人)
たかはまちよう 高浜町 9,467人	敦賀市	宝塚市、三田市、猪名川町 (合計9,467人)
わかさちよう 若狭町 13,104人	越前町	丹波市、丹波篠山市、 三木市、加東市、小野市 西脇市、加西市、多可町 (合計13,104人)
みはまちよう 美浜町 8,627人	大野市	-

おい町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【広域避難先(県外避難)】
 兵庫県
 <本郷、佐分利地区>
 川西市(川西市立牧の台小学校、他14か所)
 <本郷、名田庄地区>
 伊丹市(笹原小学校、他23か所)

【広域避難先(県内避難)】
 敦賀市
 <本郷地区>
 敦賀市立栗野小学校、他7か所
 <佐分利地区>
 敦賀市立敦賀西小学校、他2か所
 <名田庄地区>
 敦賀市立東浦小中学校、他7か所

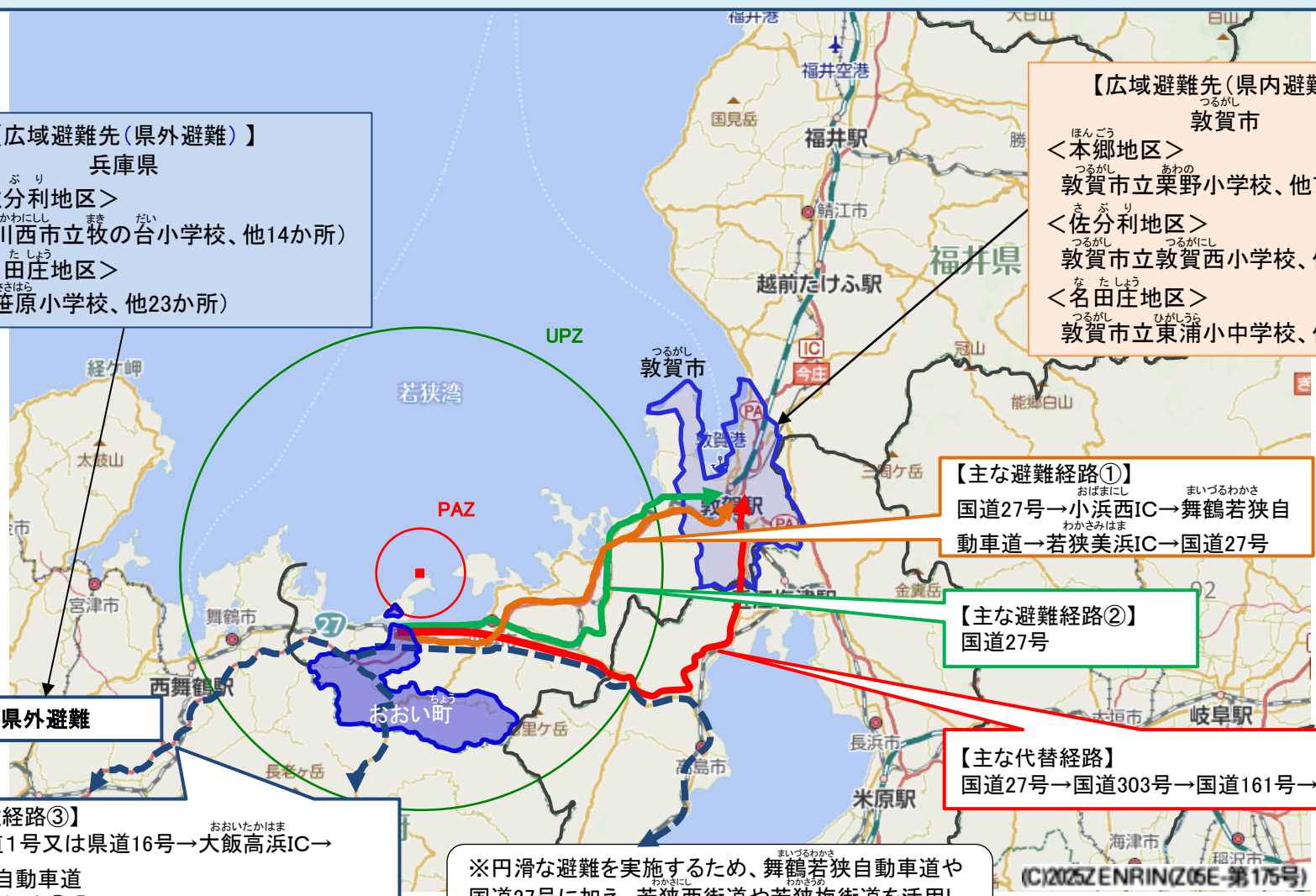
【主な避難経路①】
 国道27号→小浜西IC→舞鶴若狭自動車道→若狭美浜IC→国道27号

【主な避難経路②】
 国道27号

【主な代替経路】
 国道27号→国道303号→国道161号→国道8号

【主な避難経路③】
 府道・県道1号又は県道16号→大飯高浜IC→舞鶴若狭自動車道
【主な避難経路④】
 県道16号→国道162号→府道12号→国道27号→国道9号→国道173号
 ※その他代替経路として、国道303号等を設定

※円滑な避難を実施するため、舞鶴若狭自動車道や国道27号に加え、若狭西街道や若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。



小浜市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

- 【広域避難先(県外避難)】**
- 兵庫県
- <小浜、雲浜、西津、内外海、国富、宮川、今富地区>
- 姫路市(姫路市立姫路球場、他37か所)
- <松永地区>
- 朝来市(朝来市和田山体育センター、他4か所)
- <遠敷地区>
- 豊岡市(豊岡市立総合体育館、他12か所)
- <口名田地区>
- 市川町(市川町スポーツセンター体育館、他2か所)
- 福崎町(コミュニティセンターサルビア会館、他4か所)、
- 神河町(神河町立神崎小学校、他1か所)
- <中名田地区>
- 養父市(養父市関宮農林漁業者等健康増進施設、他8か所)
- <加斗地区>
- 新温泉町(新温泉町健康公園体育館、他1か所)、香美町
- (香美町立射添体育館、他3か所)

- 【広域避難先(県内避難)】**
- 越前市・鯖江市
- <小浜、雲浜、西津、内外海、国富、松永、口名田地区>
- 越前市立武生東小学校、福井県立武生商工高等学校、他29か所
- <内外海、宮川、遠敷、今富、中名田、加斗地区>
- 鯖江市立河和田小学校、鯖江市立中央中学校、他12か所

【主な避難経路①】

小浜IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC

【主な避難経路②】

国道27号→敦賀IC→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC

【主な代替経路】

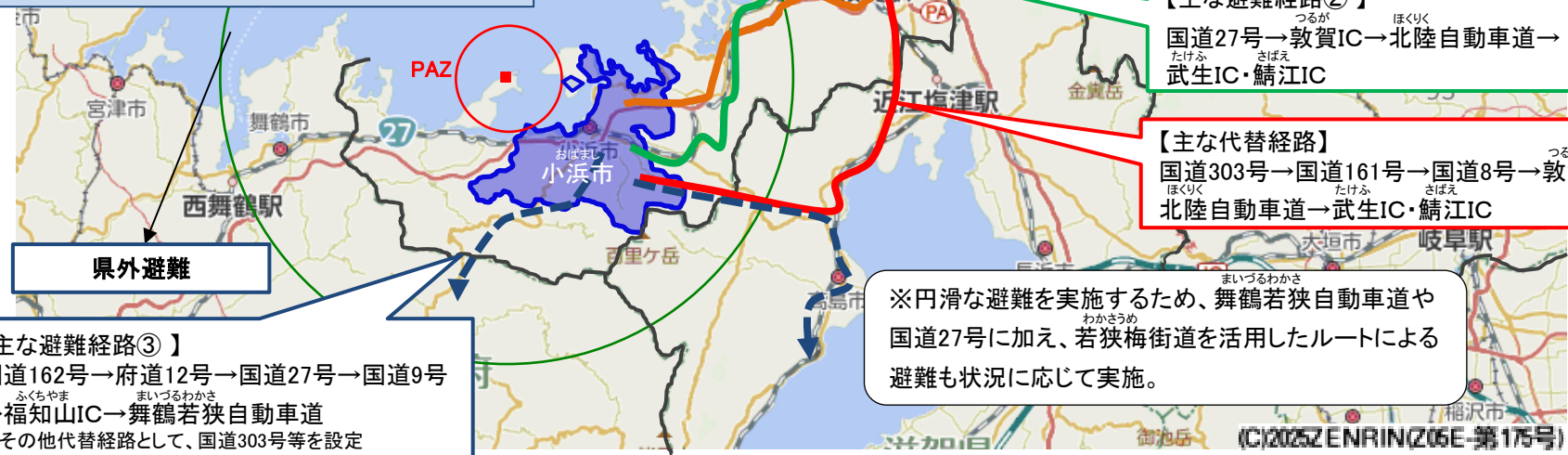
国道303号→国道161号→国道8号→敦賀IC→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC

【主な避難経路③】

国道162号→府道12号→国道27号→国道9号→福知山IC→舞鶴若狭自動車道

※その他代替経路として、国道303号等を設定

※円滑な避難を実施するため、舞鶴若狭自動車道や国道27号に加え、若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。



高浜町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【広域避難先(県外避難)】
兵庫県

<和田地区>
三田市(駒ヶ谷運動公園、他3か所)

<高浜地区>
宝塚市(宝塚市立東公民館、他6か所)、
猪名川町(猪名川町スポーツセンター、他2か所)

<青郷地区>
宝塚市(兵庫県立宝塚高等学校、他6か所)

<内浦地区>
三田市(駒ヶ谷運動公園)

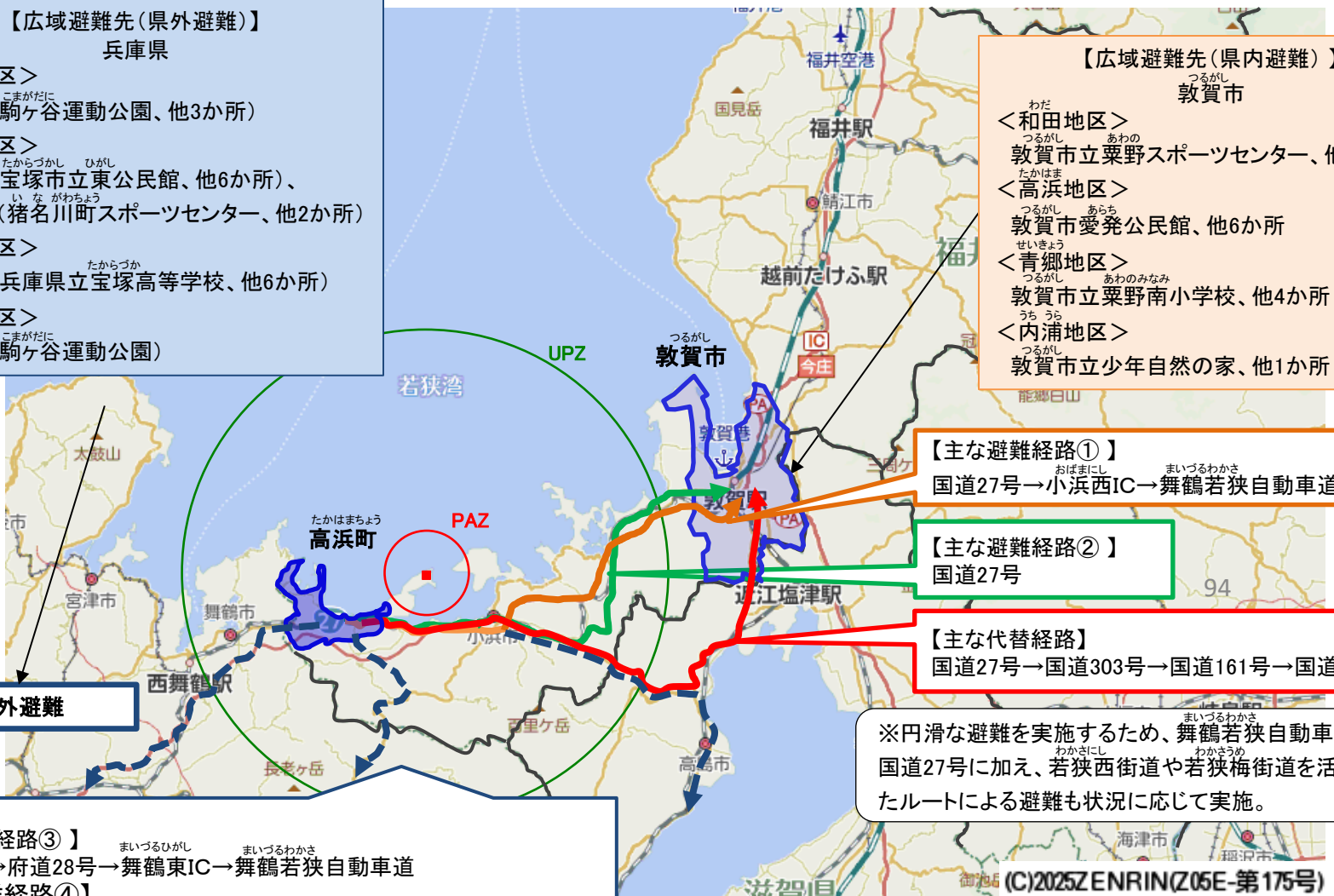
【広域避難先(県内避難)】
敦賀市

<和田地区>
敦賀市立栗野スポーツセンター、他3か所

<高浜地区>
敦賀市愛発公民館、他6か所

<青郷地区>
敦賀市立栗野南小学校、他4か所

<内浦地区>
敦賀市立少年自然の家、他1か所



【主な避難経路①】
国道27号→小浜西IC→舞鶴若狭自動車道→敦賀IC

【主な避難経路②】
国道27号

【主な代替経路】
国道27号→国道303号→国道161号→国道8号

※円滑な避難を実施するため、舞鶴若狭自動車道や国道27号に加え、若狭西街道や若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。

【主な避難経路③】
国道27号→府道28号→舞鶴東IC→舞鶴若狭自動車道

【主な避難経路④】
県道16号→国道162号→府道12号→国道27号→国道9号→国道173号
※その他代替経路として、国道303号、府道・県道1号等を設定

若狭町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【広域避難先(県外避難)】 兵庫県

- <三十三地区>
三木市(三木市立吉川町公民館、他10か所)
- <三方地区>
三木市(三木市立自由が丘公民館、他2か所)
丹波篠山市(丹波篠山市立篠山総合スポーツセンター、他5か所)
- 加東市(加東市やしろ国際学習塾)
- 丹波市(丹波市立山南農業者等体育施設、他3か所)
- <西田地区>
丹波市(丹波市立三ツ塚ふれあいセンター愛育館、他2か所)
- <鳥羽地区>
西脇市(黒っこプラザ、他4か所)
- <瓜生地区>
加西市(加西市民会館、他8か所)
- <三宅地区>
加東市(加東市滝野総合公園体育館)、小野市(小野市立コミュニティセンター下東条、他1か所)
- <野木地区>
小野市(兵庫県立小野高等学校、他3か所)
- <熊川地区>
多可町(多可町文化会館、他3か所)

県外避難

【主な避難経路③】
国道303号→国道161号→名神高速道路→中国自動車道
※その他代替経路として、国道162号等を設定

【主な避難経路①】
わかさのみなか わかさのみかた まいづるわかさ
若狭上中IC、若狭三方IC→舞鶴若狭自動車道→
ほくりく たけふ
北陸自動車道→武生IC

【広域避難先(県内避難)】 越前町

- <三十三地区>
越前町立宮崎小学校、他10か所
- <三方地区>
福井県立丹生高等学校、他6か所
- <西田地区>
越前町織田健康福祉センター、他2か所
- <鳥羽地区>
越前町立織田小学校、他2か所
- <瓜生地区>
越前町立越前中学校、他2か所
- <三宅地区>
越前町営越前体育館、他5か所
- <野木地区>
越前町立旧城崎小学校、他3か所
- <熊川地区>
越前町立萩野小学校、他3か所

【主な避難経路②】
国道27号→国道8号→国道305号

【主な代替経路】
国道303号 → 国道161号 → 国道8号 → 敦賀IC
→ ほくりく たけふ
→ 北陸自動車道 → 武生IC

※円滑な避難を実施するため、国道27号線や舞鶴若狭自動車道に加え、若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。



美浜町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

